

寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	契約の種類	契約期間	区分	契約の種類	契約期間
(略)			(略)		
条例第2号の規定に該当する契約	(加える)		条例第2号の規定に該当する契約	ソフトウェアの使用許 可及び保守業務並びに クラウドサービスの利 用及び保守業務に係る 契約	5年以内
	機械警備業務その他こ れらに類する業務委託 契約	3年以内		機械警備業務その他こ れらに類する業務委託 契約	3年以内
			附 則		
			この規則は、令和4年4月1日から施行する。		